公　告

諸　事　項

日本料理海外普及人材育成事業実施要領の制定について

日本食及び食文化の海外への普及を促進するため、農林水産省は日本料理海外普及人材育成事業を創設することとし、同事業の仕組み、出入国管理法令上の取扱い等を明確にすることにより、同事業の適正かつ円滑な実施を図るため、日本料理海外普及人材育成事業実施要領を定めたので、公表する。

平成26年2月14日　農林水産省

日本料理海外普及人材育成事業実施要領

第１　目的

この要領は、日本食及び食文化の海外への普及を促進するため、農林水産省が実施する日本料理海外普及人材育成事業（以下「本事業」という。）に関して、その実施に必要な事項を定め、もって我が国における本事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

第２　用語

この要領で使用する用語は、以下のとおりとする。

１　「取組実施機関」とは、調理師法（昭和33年法律第147号）第３条第１項第１号の規定による厚生労働大臣の指定を受けた調理師養成施設のうち、次の要件を全て満たし、本事業により日本食及び食文化の海外普及の人材育成に必要な事務を実施するものをいう。

⑴　本事業に係る実習計画の策定及び実習計画に基づく活動の実施に必要な事務を行う人員が確保されていること。

⑵　健全かつ安定的な経営状況であると認められること。

⑶　職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく職業紹介の許可を受けていること又は届出を行っていること。

２　「外国人調理師」とは、取組実施機関において、調理師たるに必要な知識及び技能を修得し、調理師免許取得資格を得た者のうち、次の要件を全て満たし、取組実施機関の推薦を受けて特定日本料理調理活動を行う者をいう。

⑴　取組実施機関において日本料理の調理の業務に従事する調理師たるに必要な知識及び技能を修得し、成績優秀かつ素行が善良であること。

⑵　日本料理の知識及び技能を高めようとする意思、及び帰国後、日本食及び食文化を世界へ発信する意思を有すること。

⑶　特定日本料理調理活動への従事を開始する時点で満18歳以上であること。

３　「受入機関」とは、次の要件を全て満たすものであって、外国人調理師を雇用契約に基づく労働者として受け入れ、日本料理の調理に係る業務に従事させ、１の取組実施機関と連携して当該外国人調理師に専門的な知識及び技能を修得させる公私の機関をいう。

⑴　外国人調理師が日本料理の知識及び技能を修得するため、実習計画を適切に実施できる施設を有していると認められること。

⑵　健全かつ安定的な経営状況であると認められること。

⑶　労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。

⑷　過去三年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

４　「特定日本料理調理活動」とは、本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第１の５の表の下欄の規定に基づき指定した活動であって、当該指定において特定された機関との契約に基づき、かつ、特定された事業所において調理に関する技能を要する日本料理の調理に係る業務に従事するものをいう。

第３　人材育成の対象とする日本料理

第２の４に規定する調理に関する技能を要する日本料理は、日本標準産業分類（平成21年３月23日総務省告示第175号）における日本料理店（細分類番号7621）、料亭（細分類番号7622）、そば・うどん店（細分類番号7631）、すし店（細分類番号7641）、お好み焼・焼きそば・たこ焼き店（細分類番号7692）及び他に分類されないその他の飲食店（細分類番号7699）に該当する事業所で提供される料理又は飲食料品であって、日本食及び食文化の海外普及に寄与すると認められるものとする。

第４　実習計画の策定及び認定

１　取組実施機関及び受入機関は共同で、外国人調理師の日本料理の知識及び技能の修得に係る実習計画を策定し、受入機関ごとに別記様式第１号により、農林水産省に申請し、認定を受けなければならない。実習計画は次の事項を含むものとする。

⑴　日本料理の知識及び技能を修得するための計画及び施設に関する事項

⑵　在留中の住居の確保に関する事項

⑶　日本料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項

⑷　報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

⑸　外国人調理師との面接及び外国人調理師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項

⑹　外国人調理師の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

⑺　特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

２　農林水産省は、１の申請があった場合、次に掲げる要件をいずれも満たしているときは、実習計画を認定することができる。

⑴　計画の内容が期間全体を通じて効果的な日本料理の調理技能の向上が図られることが確実と認められること。

⑵　調理師の調理技能を必要としない業務又は同一の作業の反復のみによって修得できる調理業務に従事させるものでないこと。

⑶　日本料理の知識及び技能を修得するための期間を二年以内としていること。

⑷　特定日本料理調理活動を行う外国人調理師の受入れを行う事業所が明確となっており、受入れ人数を一事業所当たり二人以内としていること。

⑸　外国人調理師が、特定日本料理調理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

⑹　外国人調理師が取組実施期間中において、取組実施機関、受入機関から保証金などを徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと。

⑺　取組実施機関が、第６に定める監査を継続的に実施できる能力及び体制を確保していること。

３　農林水産省は、実習計画を認定したときは、別記様式第２号の１により取組実施機関及び受入機関に対し通知するとともに別記様式第２号の２により外国人調理師に通知するものとする。

第５　特定日本料理調理活動の実施

１　受入機関は、実習計画に基づき、定期的に外国人調理師の日本料理の知識及び技能の修得状況を確認し、当該外国人調理師の習熟度に応じた適切な指導を行うよう努めるものとする。

２　受入機関は、外国人調理師の実習日誌を作成し備え付け、特定日本料理調理活動終了後１年以上保存することとする。